

# 家庭系ごみの有料化 実施計画

平成23年12月

秋田市

# 目次

はじめに

<b>1 秋田市のごみ処理の現状と課題</b>	<b>1</b>
(1) ごみ処理の現状	
(2) ごみ処理経費	
(3) 減量への取組	
(4) 秋田市一般廃棄物処理基本計画での数値目標と実績	
(5) ごみ処理の課題	
<b>2 家庭系ごみの有料化の目的</b>	<b>5</b>
(1) 家庭系ごみの有料化とは	
(2) 家庭系ごみの有料化の目的	
(3) 有料化の実施状況	
<b>3 家庭系ごみの有料化の効果</b>	<b>7</b>
(1) ごみに対する意識の向上	
(2) 負担の公平性の確保	
(3) ごみ処理手数料の活用	
(4) 管理経費の削減等	
<b>4 家庭系ごみの有料化の制度内容</b>	<b>8</b>
(1) 有料化の対象範囲	
(2) 有料化に伴う負担軽減措置	
(3) 有料化のしくみ	
(4) 手数料の設定	
(5) 手数料の収入見込み	
(6) 手数料の用途の透明化	
(7) 実施時期	
<b>5 市民への周知</b>	<b>14</b>
(1) 広報活動	
<b>6 ごみ処理手数料の活用</b>	<b>15</b>
(1) 有料化に併せて実施する施策	
(2) ごみの不法投棄・不適正排出防止に向けた施策	
(3) 基金への積立	
(4) 循環型社会及び低炭素社会の構築に向けた環境施策	
<b>資料：家庭系ごみの有料化の検討経過</b>	<b>18</b>

## はじめに

これまでの我が国の大量生産・大量消費型の社会経済活動は、化石資源を中心とした天然資源の枯渇や温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、大規模な資源採取による自然破壊など地球規模での環境問題を深刻化させています。さらに、近年の資源需要の世界的拡大と価格の高騰により、資源の安定供給に対する懸念が高まっております。

こうした状況の中、低炭素社会に向けた取組と合わせて、資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会を形成していくことが大変重要な課題となっております。

循環型社会の形成には、発生抑制・再使用・再生利用のいわゆる3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進が重要であり、この3Rを推進させる効果的な手法の一つとして、ごみの有料化があります。

ごみの有料化は、平成17年度に「排出量に応じた負担の公平化や住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化を図るべきである」という国の方針が示されたこともあり、これまで全国および県内自治体のそれぞれ約6割で実施されております。

本市では、平成17年1月に秋田市廃棄物減量等推進審議会の答申において、ごみ減量のために市が重点的に検討を進めるべき施策の一つとして、家庭系ごみの有料化が挙げられたこともあり、これまでに他都市の有料化導入経緯や手法、減量効果、手数料の用途などについて調査・検討を進めてまいりました。

その結果、ごみの有料化は、ごみの減量やリサイクルの推進、公平性の確保、住民の意識改革等に有効な施策であると認識し、平成21年11月に市長が「家庭系ごみの有料化について」その是非も含め、秋田市廃棄物減量等推進審議会に諮問いたしました。

審議会では、パブリックコメント等を実施するなど市民の意見を把握しながら慎重に議論を重ね、その結果、「家庭系ごみの有料化は、経済的動機付けが働くことによりごみの減量が図られる有効な手法であることから、市民の理解と協力のもとに実施する必要がある。」との結論に至り、平成22年7月に市長へ答申いたしました。

本市では、この答申も踏まえ、家庭ごみの減量とリサイクルを促進させるためには、有料化の実施が必要と判断し、平成22年9月、「家庭系ごみの有料化（実施計画案）」を作成し、説明会やパブリックコメント等を通じて広く市民意見を聴取し、今般、市民意見を反映させ「家庭系ごみの有料化実施計画」を策定いたしました。

# 1 秋田市のごみ処理の現状と課題

## (1) ごみ処理の現状

平成14年4月の溶融炉の稼働にあわせ、ごみの収集体制を各家庭から排出される家庭系ごみについては、家庭ごみ、資源化物（ペットボトル、空き缶、使用済み乾電池、空きびん、古紙）を定期収集することに変更し、さらに資源化物は、分別回収する品目（金属類、ガス・スプレー缶）を追加し、5区分8分別から、3区分9分別としています。なお、粗大ごみはこれまでどおり有料（平成9年から）で戸別に収集しています。

また、事業所から排出される事業系ごみは排出事業者が直接あるいは許可業者に依頼し、有料でごみ処理施設に搬入しています。

これまで、ごみの処理については、秋田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する施策を実施しており、その結果、平成15年度以降緩やかな減少傾向が続き、平成19年度からは一定の減量成果が現れています。

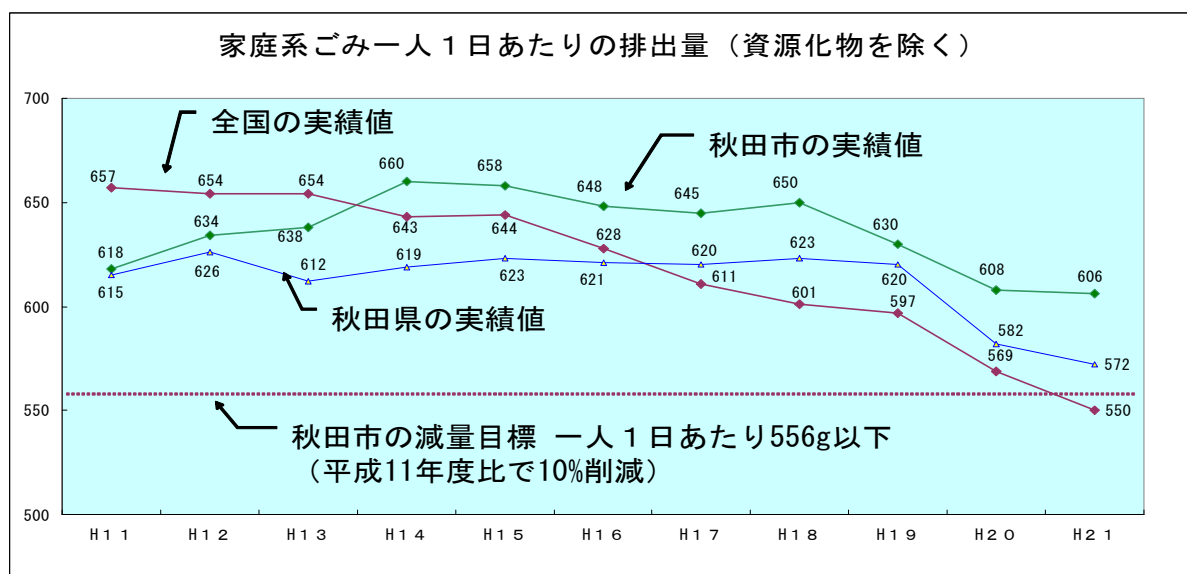
しかしながら、家庭ごみの中には依然として再生可能な古紙が多く含まれていることもあり、さらなるごみの減量が必要とされる状況にあります。

### 家庭ごみの組成分析結果

#### 【平成21年度の家庭ごみ組成分析調査結果】

・ 生ごみ	.....	52.0%	
・ プラスチック類	.....	14.5%	
・ 草木・竹類	.....	3.2%	
・ 衣類	.....	2.7%	
・ 陶器、ガラス類	.....	0.7%	
・ その他	.....	9.7%	
・ 紙類	.....	15.1%	} リサイクルできるものを多く含んでいる
・ ビン、缶等	.....	1.2%	

#### 【国・県・秋田市の排出量比較】



## (2) ごみ処理経費

ごみ処理経費は、ごみの収集や焼却・溶融、埋立処理等で、平成22年度は約43億円となっています。ごみ処理経費を抑え、ごみを適正に処理・処分するためにも、さらなるごみの減量が求められます。

ごみ処理単価（収集・焼却・溶融・資源化物の収集リサイクル・埋立処理）

（単位：千円）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
ごみ処理経費総額	4,686,060	4,712,828	4,885,617	4,482,236	4,247,246	
ごみ発生抑制費	174,540	221,449	232,433	255,852	241,103	
処 理 経 費	ごみの収集運搬費	1,124,354	1,062,689	1,039,998	1,017,300	883,627
	ごみの焼却・溶融・ 破砕費	2,812,776	2,878,849	3,076,562	2,681,323	2,571,757
	資源化物の収集・ リサイクル費	455,831	439,519	434,749	420,598	451,923
	ごみの埋立処理費	118,559	110,322	101,875	107,163	98,836
	処理経費 計 (A)	4,511,520	4,491,379	4,653,184	4,226,384	4,006,143
排出量(t) (B)	149,460	144,225	136,144	135,774	134,121	
処理単価(円/ t) ※ (A) / (B)	30,185	31,141	34,178	31,128	29,870	

※ 処理単価は、ごみ処理発生抑制費を除いた処理経費から算出

## (3) 減量への取組

これまでの主な制度	
昭和55年5月	空きびん分別収集開始（旭川の西側、市内約2分の1の地区を月1回）
昭和56年5月	（財）クリーン・ジャパン・センターより「再資源化事業モデル都市」に指定
	空きびん、空き缶を資源ごみとして全市で月1回分別収集
昭和58年6月	ごみの収集体制変更
	（全市可燃ごみ週2回、不燃ごみ月1回、資源ごみ月2回、粗大ごみ年2回）
昭和60年6月	使用済み乾電池の分別収集開始（月2回資源ごみと同時に回収）
平成元年4月	集団回収奨励金制度を創設
	粗大ごみ収集を委託化し、年3回収集とする。
平成元年4月	不法投棄監視員制度を発足
平成5年6月	燃やせないごみ収集を月2回に変更
平成7年6月	古紙類のステーション回収を実施
平成9年4月	もやせるごみ・もやせないごみに指定袋導入（7.1完全実施）
平成9年4月	粗大ごみ戸別収集（有料）開始
平成11年4月	ペットボトルの分別収集開始
平成14年4月	金属類、ガス・スプレー缶の分別収集開始（3区分9分別の収集体制に）
	指定ごみ袋の名称を「家庭ごみ用」、「資源化物用」に変更
	家庭ごみの祝日収集開始
平成20年10月	レジ袋でのごみ出し特例廃止

これまでの減量施策

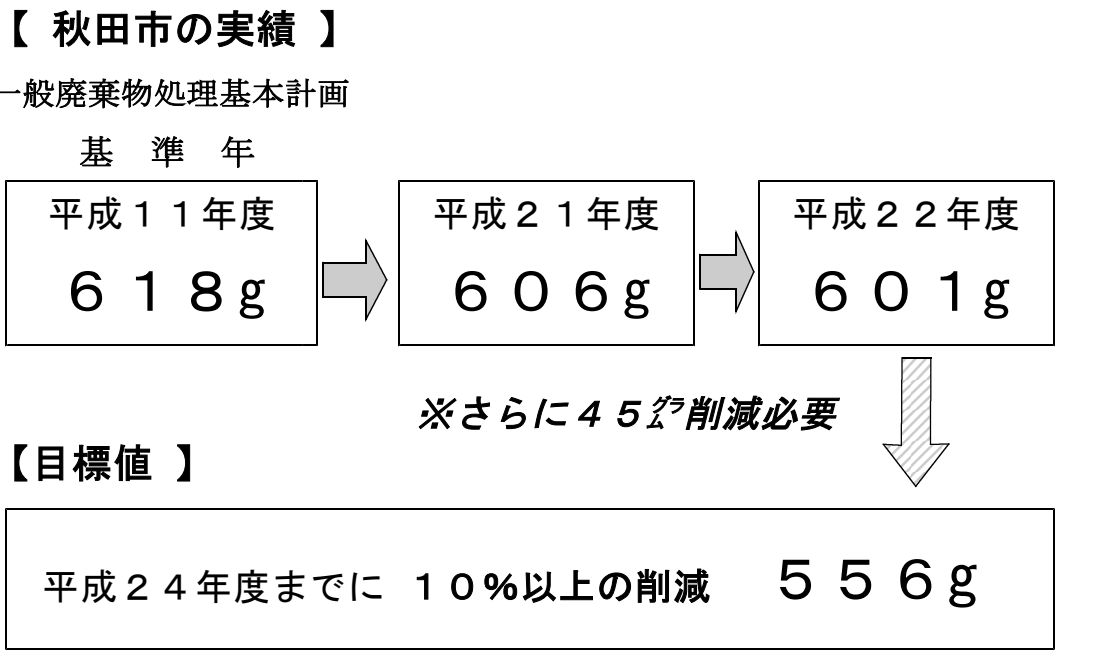
- 集団回収奨励金制度 . . . . .平成元年度～
- シェイプアップワンエムワン作戦 . . . . .平成3～5年度
- 生ごみ堆肥化容器設置購入費補助事業 . . . . .平成5～7年度
- 家庭用電気生ごみ処理機購入費補助事業 . . . . .平成13～15年度
- 子供環境活動サポート事業 . . . . .平成15年度
- 環境貯金箱作戦 . . . . .平成16年度～
- ごみ減量キャンペーン . . . . .平成16年度～
- 市民版ISO（e-市民）認定システム . . . . .平成16年度～
- ごみ減量・分別井戸端会議（出前講座） . . . . .平成17年度～
- もったいないかわら版 . . . . .平成19年度～
- 家庭でできる生ごみ堆肥づくり学習会  
（段ボール箱・EM菌等） . . . . .平成19年度～
- エコアちゃん的环境にやさしい（親子）料理教室 . . . . .平成19年度～
- ごみ減量アイデアコンテスト . . . . .平成20年度

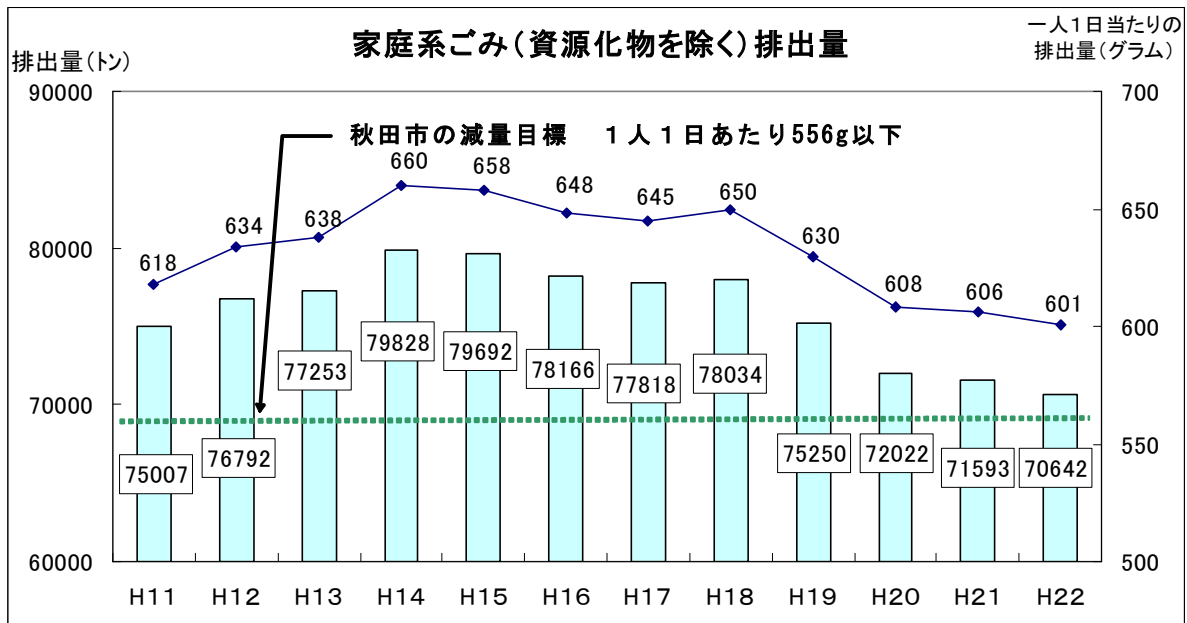
(4) 秋田市一般廃棄物処理基本計画での数値目標と実績

秋田市内から発生する一般廃棄物の適正な処理を確保するための指針となる秋田市一般廃棄物処理基本計画では、平成22年度の市民一人1日あたりの資源化物を除く「家庭系ごみ」を平成11年度の618gから10%以上削減し556g以下にすることを目標としていました。

しかしながら、平成22年度での目標達成が困難なことから、目標達成年度を2年延長し平成24年度としました。

一人1日あたりのごみ排出量





## (5) ごみ処理の課題

### ア ごみの減量

家庭系ごみ排出量は、平成14年度以降それまでの増加が止まり、緩やかな減少傾向が続き、平成15年度からはこれまでの啓発活動や、市民の協力により一定の減量成果が現れています。

しかしながら、近年、資源循環型社会や低炭素社会の構築に向けてごみの排出抑制は重要な課題となっています。

さらに国においては、平成19年度に一般廃棄物の減量目標を「一人1日あたりに家庭から排出するごみの量(資源回収されるものを除く。)を、平成27年度を目標年次として平成12年度比で20%減にする。(第2次循環型社会形成推進基本計画：平成20年3月25日閣議決定)」と設定しており、さらなるごみの減量が求められている状況にあります。

### イ 負担の公平性

家庭から排出されるごみについては、戸別収集している粗大ごみなどを除き、税込等で定期収集を行っています。

このように、税でごみ処理を行っている現状では、ごみを少なく出す人も多く出す人も排出するごみの量に応じた費用負担となっていないことから、環境に配慮してごみを減らしている市民には公平なものとなっていません。

また、循環型社会の構築や資源保護、地球温暖化防止などの観点からごみ減量を訴えても、ごみを減量することが日常生活に直結したメリットとしてとらえにくく、具体的な行動には結びつきにくいという状況にあることから、ごみ排出量に応じた負担の公平化を図るためにも、市民一人ひとりの減量努力が報われるようなしくみが必要です。

## 2 家庭系ごみの有料化の目的

### (1) 家庭系ごみの有料化とは

家庭系ごみの有料化とは、日常生活に伴って家庭から発生するごみについて、排出する市民自らが処理手数料を負担する仕組みのことです。

### (2) 家庭系ごみの有料化の目的

一般廃棄物処理基本計画の減量目標を達成するため、さらなるごみの減量とリサイクルを促進するとともに、将来の施設整備の財源および環境施策の充実を図るものです。

### (3) 有料化の実施状況

秋田県内では、25市町村のうち14市町村が実施しています。また、全国では1,742の市区町村のうち1,051の市区町村で実施しています。

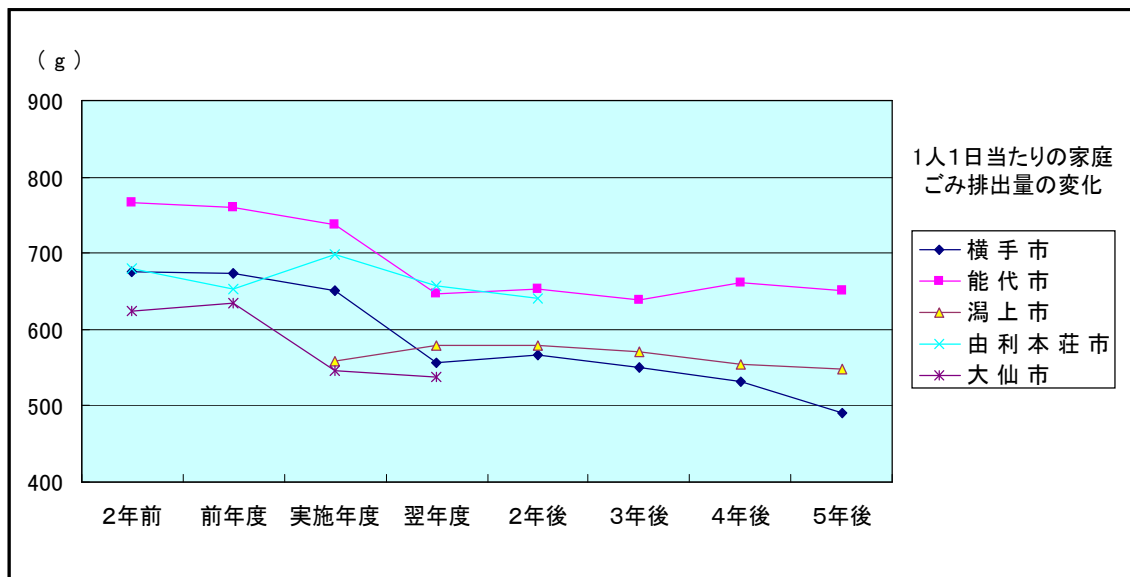
(平成23年11月11日現在)

#### 【家庭ごみの有料化を実施している県内の都市】

	市名	開始年月		市名	開始年月
1	湯沢市	平成4年5月	4	潟上市	平成17年3月
2	横手市	平成13年1月	5	由利本荘市	平成19年10月
3	能代市	平成13年10月	6	大仙市	平成20年4月

県内13市のうち、上記の6市で有料化を実施（平成23年11月現在）

#### 【県内有料化実施市における家庭ごみ排出量の変化（集団回収、資源化物除く）】



※ 環境省一般廃棄物処理実態調査から算出

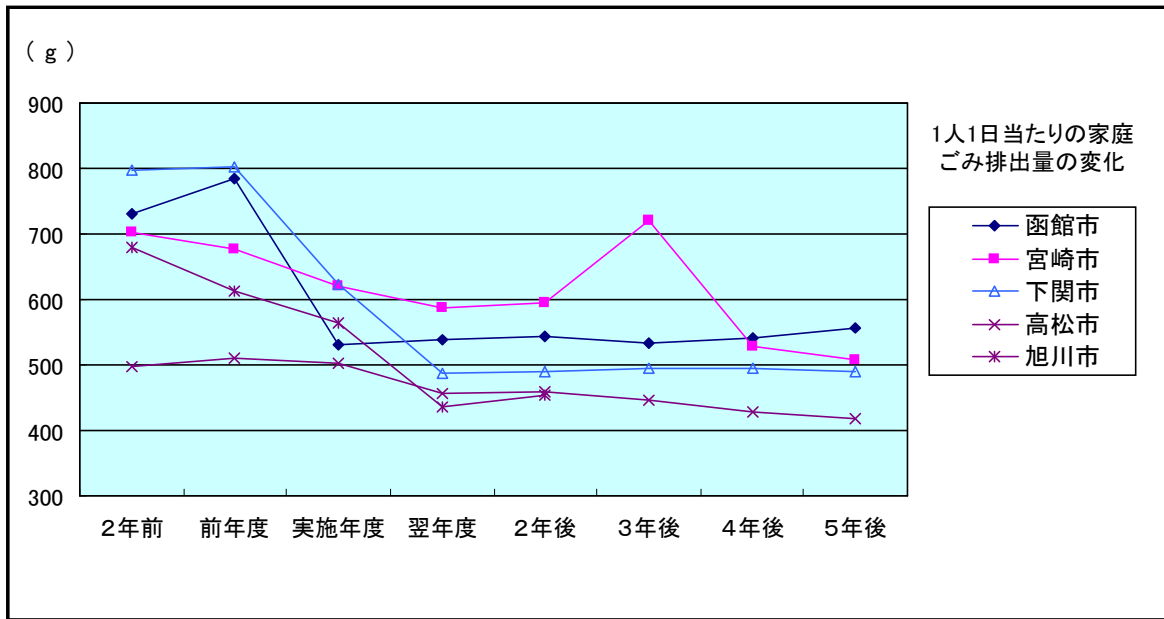


【家庭ごみの有料化を実施している中核市】

	市名	開始年月		市名	開始年月
1	久留米市	平成 5年 4月	5	高松市	平成16年10月
2	函館市	平成14年 4月	6	旭川市	平成19年 8月
3	宮崎市	平成14年 6月	7	熊本市	平成21年10月
4	下関市	平成15年 6月	8	長野市	平成21年10月

全国41市のうち、上記の8市で有料化を実施（平成23年11月現在）

【有料化実施中核市における家庭ごみ排出量の変化（集団回収、資源化物除く）】



※ 環境省一般廃棄物処理実態調査から算出

### 3 家庭系ごみの有料化の効果

有料化した場合には、次のような効果につながります。

#### (1) ごみに対する意識の向上

家庭系ごみを有料化することにより、ごみを排出する市民はごみ処理手数料の負担が目に見える形で確認できることになり、このことにより、排出者としての自覚と責任がこれまで以上に促されます。

また、ごみの減量やリサイクルに対する関心が高まり、できるだけごみになりにくい製品を選択したり、過剰包装を断るなど、環境にやさしいライフスタイルへの見直しにつながります。

#### (2) 負担の公平性の確保

市民一人ひとりが、排出量に応じて費用を負担するしくみを導入することにより、公平化が図られます。

#### (3) ごみ処理手数料の活用

有料化による手数料収入は、手数料収納管理経費のほか資源化物の祝日収集に係る経費など、ごみの減量やリサイクルを推進するための施策や、ごみ処理施設整備などに要する経費を基金として積み立て、将来世代の負担を軽減できるほか、循環型社会や低炭素社会の構築に向けた環境施策を安定的、継続的に実施するため有効に活用できます。

#### (4) 管理経費の削減等

ごみの排出量が減少した場合、収集運搬車輛の走行距離数やごみ処理施設の運転日数を減らすことも可能となり管理経費が軽減されるとともに、施設の延命化も図られます。

また、将来、処理施設の更新に際し施設の規模を縮小することができ、その建設経費も削減できます。

## 4 家庭系ごみの有料化の制度内容

### (1) 有料化の対象範囲

本市が収集する家庭系ごみのうち、週2回収集している「家庭ごみ」を有料化の対象とします。

#### ◎ ごみの出し方

これまでどおり分別し指定の収集日に有料指定ごみ袋に入れて、ごみ集積所へ排出する。

#### ◎ 有料化の対象外とするもの

##### ア 資源化物

###### (ア) 品目

金属類、ペットボトル、空き缶、使用済み乾電池、空きびん、ガス・スプレー缶、古紙

###### (イ) 理由

家庭ごみに混入しているリサイクルできる資源化物の分別を誘導し資源の有効利用を促進するため

###### (ウ) 排出方法

これまでどおり分別し指定の収集日に資源化物の袋等に入れてごみ集積所へ排出する

##### イ 剪定枝

###### (ア) 対象

家庭から出る剪定枝

###### (イ) 理由

- a これまでも袋を使用しないで排出している
- b 地域の緑化推進のため

###### (ウ) 排出方法

これまでどおり、剪定枝を50センチ以下の長さにし、束ねた上でごみ集積所へ排出する（1回の排出は2束まで）

##### ウ 落葉・刈草

###### (ア) 対象

家庭から排出される落葉・刈草

###### (イ) 理由

地域の緑化推進のため

###### (ウ) 排出方法

- a 資源化物の袋での排出を認める
- b 刈り取りなどの後、十分に乾燥させる
- c 他のごみを混入させない

エ おむつ（乳幼児、障がい者、高齢者等）

(ア) 対象

家庭から排出されるおむつ

(イ) 理由

減らすことが難しい

(ウ) 排出方法（ケース１）

a 資源化物の袋での排出を認める

b 他のごみを混入しない

c 袋の外側の見やすい所に「おむつ」と記入し家庭ごみの収集日にごみ集積所へ排出する

(エ) 排出方法（ケース２）

申請により一定枚数の指定袋を配付する

（プライバシーの観点から、資源化袋でおむつを排出することに抵抗がある世帯）

（３０リットル袋 ３０枚／年）

注１ 申し込みにより有料で戸別収集している「粗大ごみ」については、これまでどおりの取り扱いとします。

２ 地域などで行うボランティア清掃活動については、申請によりボランティア袋を配付します。

◎ 一時多量ごみなどの直接処理施設への持ち込み方法

分別区分を遵守し、中身が確認できる市販の透明な袋や有料とならない資源化物の袋等を使用し、市の処理施設に搬入すること

※ 搬入に際しては、予め電話で搬入物、受入時間の確認を行うこと

## (2) 有料化に伴う負担軽減措置

有料化に伴う負担軽減措置として、家庭から在宅医療廃棄物等が排出される世帯について、一定枚数の指定袋を配付します。

家庭ごみの有料化は、新たな経済的負担を伴う仕組みであり、その実施に当たっては、減らすことが困難な廃棄物が発生する世帯に対する経済的負担の軽減措置を講じることとします。

負担軽減の対象世帯は、家庭から在宅医療廃棄物等が発生する世帯とします。

なお、負担軽減については、ごみの減量化や費用負担の公平性の確保という有料化の目的を考慮し、減らすことが困難な廃棄物の排出について、指定袋を配付する方法により実施することとします。

### ◎ 負担軽減措置

#### 在宅医療廃棄物排出世帯等への軽減措置

##### ア 対象者

- (ア) 腹膜透析実施者のいる世帯
- (イ) おむつの排出に際して、プライバシーの観点から資源化物の袋の使用に抵抗のある世帯

##### イ 実施内容

一定枚数を配付（30リットル袋 30枚／年）

##### ウ 配付方法

申請に基づき配付する

## (3) 有料化のしくみ

有料化のしくみは、制度がわかりやすく、多くの自治体でも導入されている「単純比例型」とします。

### ア 単純比例型

ごみの排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式

（ごみ袋毎に一定の手数料を負担してもらい、手数料はごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用のごみ袋の枚数の積となる。）

※ 実際の負担金額については、P12（4）手数料の設定を参照してください。

## イ 有料指定ごみ袋

有料化となる「家庭ごみ」のごみ袋については、他都市の事例から有料化の実施によりごみの減量が促進され、45リットルを超える大きいごみ袋はほとんど使われなくなり、20リットルより小さなサイズの袋の需要が増えることから、新たに10リットルを加えます。

また、袋の規格、デザインも新たに定めることとします。

有料化の対象外とする「資源化物」のごみ袋については、サイズはこれまでと同様としますが、家庭ごみが有料化となることから、「家庭ごみにも使用することが出来る。」とする扱いを廃止し、新たなデザインとします。

### ◎ 有料指定ごみ袋

#### 【家庭ごみ用】

- ・ 10リットル
- ・ 20リットル
- ・ 30リットル
- ・ 45リットル

#### 《新たな規格・デザイン》

- ・ 形状は、使用者が選択できるよう、四角いタイプと取っ手付きのタイプとする。
- ・ 袋の強度は、市民の利便性を考え、これまでよりも厚い規格(0.03mm以上)とする。

### ◎ 現在使用している指定ごみ袋の取扱い

#### 【家庭ごみ用】

- ・ 有料化以降は使用できない

#### 【資源化物用】

- ・ 有料化以降も使用できる  
但し、有料となった家庭ごみには使用できない  
※ (例外規定あり・・・おむつ、落葉、刈草)
- ・ 規格はこれまでと同様とし、デザインを新しくする

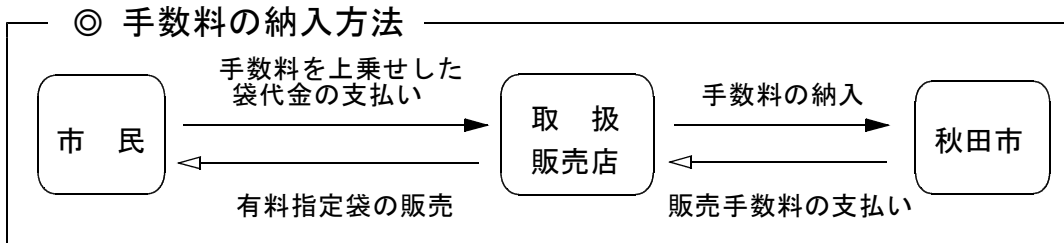
#### 【使い切れない家庭ごみ用の袋について】

- ・ 有料化以降に、使い切れない家庭ごみ用の袋を保有することとなる世帯については、有料化の開始前に有料指定袋と交換することとする  
※ 交換方法等については、今後、広報あきた等でお知らせします。

## ウ ごみ処理手数料の納入方法

ごみ処理手数料の納入方法は、市に登録した袋販売店で市民が有料指定袋を購入する際に、袋の価格に袋の容量に応じたごみ処理手数料を併せて納めることとし、販売店から市に納入することとします。

※ 袋の価格にごみ処理手数料が加わります。



#### (4) 手数料の設定

ごみ袋の容量表示1リットルあたり1円とします。

手数料は、市民に過度な負担とならず、さらには、ごみ減量の動機付けとなる料金設定が必要です。

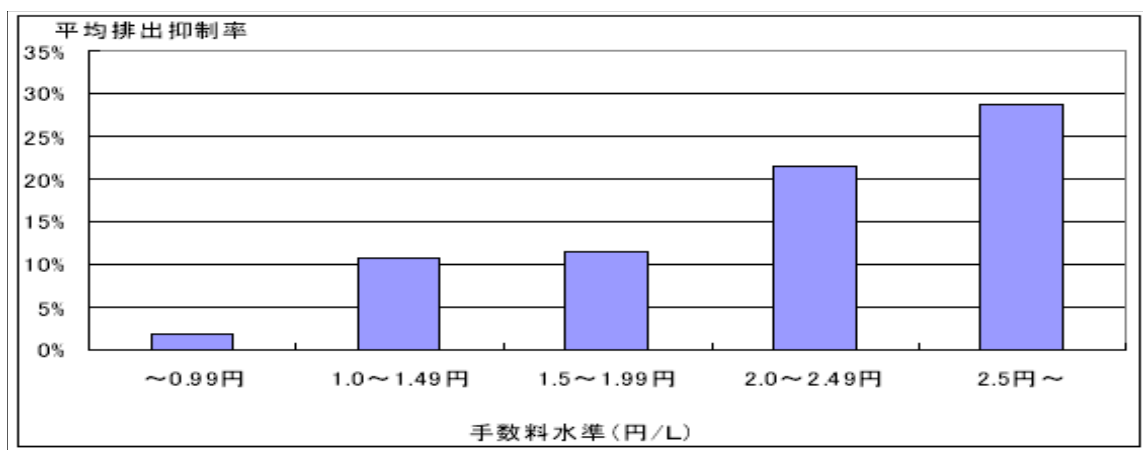
本市では、10%程度のごみ減量を目指しています。

環境省が行った有料化実施自治体の調査結果では、1リットルあたりの手数料を1円以上とした場合には、10%程度のごみ減量効果があることや、有料化を実施している中核市の多くが1リットルあたり1円としていることを踏まえ、中核市である本市の手数料額は、1リットルあたり1円とします。

##### 【指定ごみ袋の手数料金】

ごみ袋容量規格	10L	20L	30L	45L
袋1枚の手数料金	10円	20円	30円	45円
手数料金額(10枚/1セット)	100円	200円	300円	450円

##### 【燃やすごみの料金水準と平均排出抑制率】



※

環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」より

## (5) 手数料の収入見込み

有料化によるごみ処理手数料の収入は、約3億円を見込んでいます。

## (6) 手数料の使途の透明化

有料化によって得られる収入や使途については、広報あきたやホームページ等で広く公表し、その透明性を確保します。

手数料の活用先については、予算案の提出および決算の認定の都度、処理手数料の歳入の総額およびその使途の予算額又は決算額の内訳について、市の広報誌、インターネットの利用その他の方法により分かりやすく公表します。

## (7) 実施時期

制度の準備期間や、市民の皆様に制度内容をお知らせするための期間を設ける必要があることから、平成24年7月から実施します。



## 5 市民への周知

### (1) 広報活動

市民へ必要な情報の提供を行い、きめ細かな周知・啓発と広報活動を行います。

#### ア 説明会の開催

町内会等を対象とした住民説明会を開催するとともに、ごみ減量・分別井戸端会議等を通じて町内会以外の各種団体についても説明の機会を設けます。

#### イ 各種周知啓発

##### (ア) 広報誌等による情報提供

広報あきた、ホームページを活用し市民に必要な情報の提供を行います。

##### (イ) パンフレット等の配付

制度内容やごみの出し方等の詳しい情報をわかりやすく記載したパンフレットを作製し、お試し袋とともに全世帯に配付します。

##### (ウ) その他

公共施設等へのポスターの掲示やチラシ配付のほか、各種媒体を通じた周知を実施します。

## 6 ごみ処理手数料の活用

有料化による手数料収入は、ごみの減量普及啓発やごみ減量リサイクル推進施策などに活用します。

ごみの有料化は、ごみの減量施策等と組み合わせて実施することにより相乗効果が発揮され、より一層のごみの減量が可能になるとともに、減量効果が継続されると考えられることから、次のような施策に活用します。

### (1) 有料化に併せて実施する施策

#### ア ごみ集積所の美化推進

ごみ集積所の美化活動を推進するために、町内会の集積所の設置数に応じボランティア袋を配布します。

なお、町内会で袋の不足が生じた場合には、必要枚数の配布を行います。

さらに、ごみ集積所の設置等への補助や、カラス除けネットの補助についても実施します。

#### イ 生ごみの堆肥化容器（コンポスター）の普及促進

市民による生ごみの自己処理の普及促進を図るため、家庭における生ごみ堆肥化容器（電気を使わない）の購入費の補助を実施します。

#### ウ ボランティア清掃の支援

個人又は町内会などが行う、道路などの公共施設等の清掃について、ボランティア袋を配付し支援することとします。

(ア) 町内会などについては、申請による配付

(イ) 個人については、ボランティア登録による配付

※ 申込みの方法などについては、広報あきた等でお知らせします。

#### ◎ 注 意

- ボランティア袋には、町内会名等を記入して排出すること
- 全市一斉に行うクリーンアップ以外に、町内会などで公共用地を清掃する場合には、事前に環境部に申請すること  
(事前に申請することにより、ボランティア袋の配付や回収車輛の手配を行います。)
- 公園の草刈りなどについては、公園管理者に連絡すること

## エ 集団回収の普及促進

町内会および子供会等の市民団体が自主的に取り組む資源集団回収を、積極的に周知するほか、紙類の回収を一層促進するため、奨励金単価の引き上げを実施し、さらなる普及促進を図ります。

## オ 資源化物の祝日収集

これまでハッピーマンデーに限り実施していた資源化物の祝日収集を、各地区の資源化物の収集日が、祝日にあたっていても年末年始を除き収集します。

## カ ごみの減量等に関する情報の発信

ごみの減量やリサイクルの推進の意識を高めるため、ごみの減量などに関する情報を分かりやすく広く市民に発信します。

## (2) ごみの不法投棄・不適正排出防止に向けた施策

### ア 不法投棄防止対策

不法投棄を防止するため、監視カメラやパトロールによる監視体制の強化を図ります。

### イ 不適正排出防止対策

#### (ア) ごみ集積所巡回パトロール

ごみ出しルールの周知徹底や、ごみ集積所のパトロールを実施するとともに、町内会と連携して不適正なごみ出しなど、ルール違反のごみの排出に対して、行為者の調査、指導を強化します。

#### (イ) ごみ集積所管理システムの構築

ごみ集積所の状況を的確に把握するため「ごみ集積所管理システム」を構築します。

## (3) 基金への積立

「(仮称) 秋田市環境基金」を創設し、手数料収入の相当額の概ね2分の1を廃棄物処理施設の大規模改修等の経費に充当します。

#### (4) 循環型社会及び低炭素社会の構築に向けた環境施策

地球規模の温暖化が深刻な環境問題となっていることから、環境に配慮した生活様式を目指すことで、温室効果ガスの排出の少ない環境にやさしい持続可能な社会の形成を目指します。

対象とする事業は、次の分野とし検討を進めます。

##### ア 啓発活動分野

- (ア) エコ交通（自転車・公共交通機関等）の推進運動の展開
- (イ) 環境展の開催
- (ウ) 緑のカーテン設置運動の展開など

##### イ 環境施策（地球温暖化対策等）

- (ア) 秋田市地球温暖化対策実行計画に掲げるリーディングプロジェクト
  - a あきたスマートシティ・プロジェクト
  - b 新エネルギー等拠点整備プロジェクトなど
- (イ) 「あきたスマートシティ・プロジェクト基本計画」に掲げる各プロジェクト
  - a スマートシティ情報統合管理基盤の構築
  - b 「地域E S C O事業」秋田モデルの構築
  - c 地産エネルギー導入促進事業など

## 資料

### 家庭系ごみの有料化の検討経過

平成 14   16 年 度	<p><b>○秋田市廃棄物減量等推進審議会に諮問</b> (第1回：平成15年 2月24日) ・「ごみ減量に有効な施策は何か」 (第2回：平成15年 7月22日) (第3回：平成15年10月23日) (第4回：平成16年 3月25日) (第5回：平成16年11月26日) (第6回：平成17年 1月21日)</p> <p><b>○秋田市廃棄物減量等推進審議会から答申</b> (平成17年1月) ・平成15年2月から平成17年1月までの間に6回の会議を開催し、ごみ減量に有効な施策について審議 ・審議会から、市が重点的に検討すべき施策の一つとして、ごみ有料化の検討を進めることとの答申が示される</p>
平成 17   21 年 度	<p><b>○有料化の調査・検討</b> ・他都市の有料化導入経緯や手法、減量効果、手数料の用途などについて調査、検討を実施</p>

平成  
21  
|  
23  
年  
度

- 秋田市廃棄物減量等推進審議会に諮問** (第1回：平成21年11月30日)  
・「家庭系ごみの有料化について」 (第2回：平成22年 1月25日)  
(第3回：平成22年 2月19日)  
(第4回：平成22年 5月26日)  
(第5回：平成22年 6月24日)  
(第6回：平成22年 7月 8日)

- 秋田市廃棄物減量等推進審議会から答申** (平成22年7月)  
・平成21年11月から平成22年7月までの間に6回の会議を開催し、家庭系ごみの有料化について審議  
・審議会から、有料化は経済的動機付けが働くことにより、ごみの減量が図られる有効な手法であり、市民の理解と協力のもとに実施する必要があるとの答申が示される

- 家庭系ごみの有料化（実施計画案）の策定** (9月)  
・審議会からの答申を踏まえ、家庭系ごみの有料化の制度内容等を定めた実施計画案を策定

- 家庭系ごみの有料化（実施計画案）の説明会の実施** (10月)  
・実施計画案に対する市民意見を聴取するため、説明会を実施  
・合計58回の開催、1,619人の市民が参加

- 意見提出手続（パブリックコメント）の実施** (10月)  
・実施計画案に対する市民意見を募集するため、パブリックコメントを実施  
・141件の意見提出を受ける

- 広聴制度（市民100人会）を活用した意見聴取の実施** (10月)  
・広く意見を聴取するため市民100人会からの意見募集を実施  
・58件の意見提出を受ける

- 家庭系ごみの有料化実施計画（案）の策定** (平成23年8月)  
・説明会やパブリックコメント等で提出された市民意見を踏まえ、実施計画（案）を策定

- 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部改正案可決**  
(家庭系ごみの有料化に関する条例改正) (平成23年9月)  
・平成23年9月市議会定例会において、有料化に関する条例改正が可決  
・平成24年7月から家庭系ごみの有料化を実施

